

軽度者の福祉用具貸与に係る例外給付の取扱いについて

要介護1以下（「7」については、要介護3以下）の者に対する福祉用具貸与費については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の品目については、原則として算定できません。

ただし、厚生労働大臣が定める状態像に該当する者や必要性が認められる一定の状態にある者については算定が可能で、その取り扱いについては次のとおりとします。

1. 対象となる福祉用具

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 「1」 車いす及び車いす付属品 | 「2」 特殊寝台及び特殊寝台付属品 |
| 「3」 床ずれ防止用具 | 「4」 体位変換器 |
| 「5」 認知症老人徘徊感知器 | 「6」 移動用リフト（つり具の部分を除く） |
| 「7」 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く） | |

2. 対象者の要件

- (1) 直近の認定調査における基本調査の結果が別表1に該当する者
- (2) 別表1のアの(2)及びオの(3)の状態像にあつて、主治医から得た情報と軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、ケアマネジャーが該当すると判断した者
- (3) 以下のi～iiiのいずれかに該当する者
 - i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に別表1に定める状態像に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
 - ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表1に定める状態像に該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態悪化)
 - iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表1に定める状態像に該当すると判断できる者
(例：せんぞく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

3. 例外給付の手続きの流れ

(1) 直近の認定調査の結果を確認する。

- ・別表1の状態像に該当することが基本調査の結果で確認できる場合 ⇒ 届出書を提出
- ・別表1の状態像に該当することが基本調査の結果で確認できない場合は、以下の(2)～(4)の手順に沿って確認する。(※例外あり)

※次の①又は②に該当する場合は、主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議を経た適切なケアマネジメントを通じてケアマネジャーが貸与の必要性を判断する。

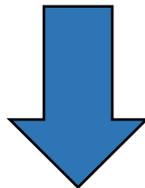
①貸与種目が車いす及び車いす付属品で対象者の状態が、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合 ⇒ 届出書を提出

②貸与種目が移動用リフトで対象者の状態が、生活環境において段差の解消が必要と認められる場合 ⇒ 届出書を提出

(2) 対象者の状態像が「2. 対象者の要件」に示すiからiiiまでのいずれかに該当することが、医師の医学的な所見に基づき判断されていることを確認する。(主治医意見書、診断書、意見聴取書など)

(3) サービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与の必要性を判断する。

(4) 上記(2)及び(3)により、当該被保険者に対して福祉用具が特に必要であると判断した場合、村へ例外給付の対象者であることの確認を行う。⇒ 確認申請書を提出



◎確認申請を受け、村が例外給付の対象者であると判断した場合は、保険給付の算定が可能。
この場合、申請者あて決定通知書を送付します。
※確認の結果、「不要」と判断した場合には算定不可。

◎「2. 対象者の要件」(1)又は(2)に該当する例外給付の場合には、村の確認(決定)がなくても算定可能。(届出書の提出に該当する場合)
※届出を受理した旨の通知は送付しません。

4. 届出書・確認申請書の提出者

- ・居宅介護支援事業者又は居宅介護予防支援事業者(地域包括支援センター)

※福祉用具貸与事業者からの提出は受け付けられません。

5. 提出書類

(※基本調査の結果で判断できる場合には、(3)～(5)の添付は不要)

(1) 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する(届出・確認申請)書

(2) 基本調査の結果の写し ※基本調査の結果で判断した場合のみ

(3) 医学的所見の確認書類の写し

(4) 居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書の写し

※貸与が特に必要と判断した箇所が分かるよう、マーカー等で印をつける。

(5) サービス担当者会議の要点の写し

6. 対象期間

・開始日⇒届出書、確認申請書に記載の貸与開始日(予定日)

貸与開始日が提出日より前の場合、最大で提出日の属する月の初日までは遡及可能

・終了日⇒要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日

認定期間中に変更申請を行った場合、新たな認定日の前日をもって終了とみなす

7. 留意事項

(1) 医学的な所見については、疾病名だけでなく、疾患によって引き起こされている症状や必要となる福祉用具の記載があるか確認してください。

(2) 医学的な所見を根拠とする以上「〇〇が困難なため」、「転倒防止のため」等、加齢により通常誰にでも起こり得る事象は事由になりません。

(3) 対象期間中に福祉用具の変更や追加が必要になった場合、要介護認定又は要支援認定の変更を受け再び軽度者に該当する場合には、再度、手続きを行ってください。

(4) 継続して例外給付を受ける必要がある場合は、対象期間が満了する日の前日までに、必要な手続きを行ってください。

(5) 認定結果前に暫定で貸与する場合であって、軽度者に該当する見込みの場合には、確認申請書をご提出ください。

(6) 確認申請を行わないまま保険給付を受けた場合、不適切な給付として返還を求めることがあります。

別表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める状態像	左記の判断基準となる認定調査の基本調査項目と結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査結果 1-7 「3. できない」 -
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査結果 1-4 「3. できない」 基本調査結果 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知器機	次のいずれにも該当する者 (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

軽度者の例外給付に関する具体的取扱い方法

軽度者の福祉用具貸与 簡易フローチャート

①直近の認定調査の基本調査結果で、厚生労働大臣が定める状態像に該当する。

Yes (届出書の提出)

例外給付可能

No

②貸与種目は「車いす・車いす付属品」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」であり、医師の意見・サービス担当者会議を通じたアセスメント等により必要性を判断されている。

Yes (届出書の提出)

例外給付可能

No

③上記①、②には該当しないが、例外給付が特に必要である旨が判断されている。

※以下の(1)、(2)の要件を満たしている。

(1) 医師の医学的な所見に基づき、次のi) からiii) までのいずれかに該当すると判断されている。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める状態像に該当する者

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める状態像に該当することが確実に見込まれる者

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は病状の重篤化の回避等医学適判断から厚生労働大臣が定める状態像に該当すると判断できる者

(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

No

例外給付は認められない

Yes (確認申請書の提出)

確認申請書の提出により、南牧村長より貸与の必要性が確認されている。(例外給付の決定通知書で貸与が確認されている)

No

例外給付は認められない

Yes

例外給付可能